

## 個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者さんの個人情報が記載された「病状照会書」を紹介先医療機関に送付する際、宛先を誤って送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 記載されていた個人情報

患者の ID、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、傷病名

### 2 事案の経過

6月12日(月)

A病院あての書類を診療科の医師事務作業補助者と医師で作成する際、誤ってB病院あてに作成し、翌日担当部署が郵送した。

6月18日(水)

B病院から入電があり、該当患者がいないとの連絡を受け、誤送付が発覚。  
謝罪するとともに、誤送付の書類の返却を依頼した。(返却済)

6月19日(木)

A病院に対し、改めて書類を送付した。  
当該診療科の医師から患者に架電し、経緯を説明するとともに謝罪した。

### 3 誤交付の原因

書類作成の際、医師事務作業補助者及び医師が、相手先医療機関の確認を怠ったため。

### 4 再発防止策

- ・書類作成の後、相手先医療機関を問診表等で再確認することを徹底する。
- ・個人情報の適切な取り扱いに関し、院内で改めて周知を図った。